



平成 29 年 3 月 10 日

各 位

会 社 名 サ ト ウ 食 品 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 佐 藤 元
(コード番号 2923 東証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長
兼 経 理 部 長 近 藤 充
(TEL 025 - 275 - 1100)

株式無償割当てに関するお知らせ

平成29年3月10日開催の取締役会において、会社法第185条の規定に基づき下記のとおり、当社保有の自己株式を活用した株式の無償割当てを実施することについて決議しましたので、お知らせします。

記

1. 株式の無償割当ての目的

当社保有の自己株式を有効に活用し、株主の皆様へ還元するとともに、当社株式の流動性を高め、投資家層の拡大を図ることを目的とするものです。

株式の無償割当てとは、会社法第185条に基づく、株主の皆様より新たな払込をいただかずに、当社の株式を割当てることができる制度です。株式分割と異なり、当社が保有する自己株式は割当ての対象となりません。

なお、株主の皆様への割当てに際して交付する当社株式につきましては、全て当社が保有する自己株式より充当いたします。

また、本件は、当社、各証券会社、証券保管振替機構及び株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社（以下、みずほ信託といいます。）により手続きを完結することができますので、株主の皆様には特段のお手続きをいただく必要はございません。

平成 29 年 6 月中旬を目途に、みずほ信託より割当てに関する通知を送付いたします。

2. 株式無償割当ての概要

(1) 無償割当ての概要

平成 29 年 4 月 30 日（日）（実質的には平成 29 年 4 月 28 日（金））を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有する普通株式 1 株につき、普通株式 0.05 株の割合にて当社保有の自己株式を無償で割当てます。

(2) 無償割当てにより交付する株式の状況

①無償割当て前の発行済株式総数	5,075,500株
②無償割当てを行わない自己株式の数	271,211株
③無償割当てに際して交付する自己株式の総数	240,214株
④無償割当て後の発行済株式総数	5,075,500株

(注) 上記は平成29年2月28日時点について記載しており、今後、基準日までに自己株式の取得または処分に伴い、無償割当てを行わない自己株式の数及び無償割当てに際して交付する自己株式の総数に変動が生じる場合があります。

3. 日程

(1) 基準日公告日	平成29年4月14日(金)(予定)
(2) 基準日	平成29年4月30日(日)(予定)
(3) 効力発生日	平成29年5月1日(月)(予定)

(注) 基準日当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的な基準日は平成29年4月28日(金)になります。

4. その他

(1) 資本金について

今回の割当てに際して、資本金の増加はありません。

(2) 配当について

今回の株式無償割当ては、平成29年5月1日を効力発生日としておりますので、平成29年4月期の期末配当につきましては、株式無償割当て前の株式数を基準に実施いたします。平成29年4月期の期末配当予想につきましては、一株当たりの配当金の予想額(期末及び年間14円)に変更はございません。

(3) 割当ての結果生じる1株未満の端数株式について

割当ての結果生じる1株未満の端数株式は、会社法234条第1項に基づき、これを一括売却し、その処分代金を端数の生じた株主様に対し、その端数に応じて分配いたします。

(4) 割当ての結果生じる単元未満株(100株未満の株式)について

割当ての結果、100株未満の単元未満株式が生じる場合があります。単元未満株式をご所有の株主様は、取引市場でご所有株式を売買することはできませんが、以下の制度をご利用いただくことができます。

・単元未満株式の買取制度

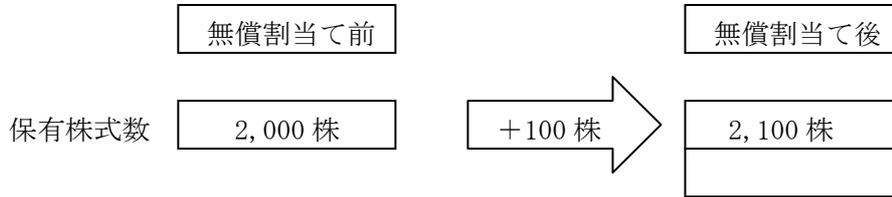
会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、株主様にご所有の単元未満株式を買い取ることを請求できる制度です。

なお、買増制度につきましては、当社では行っておりません。

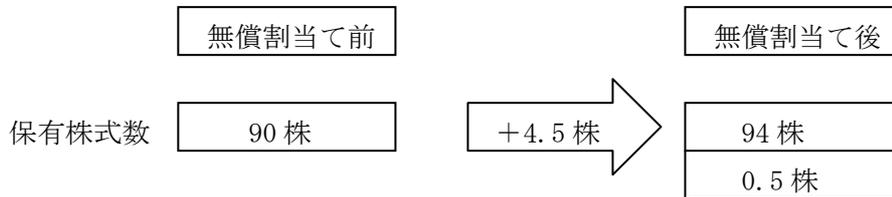
【補足説明】

(今回発表による具体例)

(例1) 2,000株を保有する株主様の場合



(例2) 90株の単元未満株を保有する株主様の場合



0.5株分は金銭交付

・端数分0.5株につきましては一括売却しその処分代金を配当金と共に株主様に分配します。

(お問い合わせ先・通知方法)

効力発生日は平成29年5月1日(予定)ですが、株主様の証券口座に割当てられる日付につきましては、お取引のある証券会社へお問い合わせください。

本件割当ての対象となった全ての株主様に、平成29年6月中旬を目途にみずほ信託より、本件割当てに関する通知書をお送りいたします。

以上